

ハンドブック
ワンポイント
レッスン

知っておきたい規則とルール

Question

先日、1級審判検定会を受けた者です。その後、ハンドブックを見直したところ疑問点が出てきましたので質問させていただきます。

競技規則第26条（サービスのレット）の（2）イ③および第30条（レシーブ時の失ポイント）の（4）に「レシーブするプレーヤーのパートナーがサービスされたボールが入るべきサービスコートに触れた場合」という条文があります。ここでは単に「パートナー」としか表現されていませんが、他の条文では「パートナーのラケット、身体又は着衣」というように明確に表現されています。何か表現を変えている意味があるのでしょうか？ 私的には同じ意味ではないかと理解しています。よって、以下の場合の解釈で合っていますでしょうか？

（レシーブするプレーヤーのパートナーの）

- ①ラケットが触れた場合（手から離れたものや、一旦他の場所に落ちた後に転がって入った場合も含む）→該当。
- ②帽子が風などで飛んで直接触れた場合→該当。
- ③帽子が風などで一旦他の場所に落ちた後に風で動いて触れた場合→非該当。

以上、よろしくお願ひします。

Answer

サービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、そのボールがコート、アウトコート、審判台又はフェンス等に触れる前にレシーブするプレーヤーのパートナーがサービスされたボールが入るべきサービスコートに触れた場合、及び、レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パートナーがそのサービスコートに触れた場合は、そのパートナーの身体（足を踏み込む）がそのサービスコートに入った場合に適用します。

1級検定試験お疲れ様でした。事前にハンドブックについて学習され、検定会の後も復習された結果が今回のご質問になったのでしょうか。ところで、講習会等での説明はシンプルにパートナーそのもので説明をしてきました。この度パートナーとはプレーヤーなのでラケットや着衣に含まれる帽子に至るまで問題視されておられますが、この付属物は問題にしないことになっています。そこで、競技規則第26条（サービスのレット）の（2）イ③および第30条（レシーブ時の失ポイント）の（4）の「パートナー」にはそれなりの意味があると言ってよいでしょう。

第26条は、サービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、レシーブをするプレーヤーのパートナーがサービスコートに触れた場合（レット）。第30条は、レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パー

トナーがそのサービスコートに触れた場合（インターフェア）。とあります。

第26条はサービスされたボールがネット又はネットポストに触れた後、サービスコートに落ちるかフォルトになるまでにレシーバー側に失ポイントとなる行為があった場合はレットになります。

従って、パートナーがサービスされたボールが入るべきサービスコートに触れたが該当します。第30条は、レシーブをするプレーヤーがレシーブを終わる前に、パートナーがそのサービスコートに触れた場合。この件はパートナーの身体そのものを指しており付属物は別扱いをしているのです。従って、解釈の①、②も該当しません。例えばラケット・帽子について言えば、レシーバーに不利になってもサーバー側に不利になることはありません。

ところで極論から言えば、パートナーがインターフェアになることで、レシーブをするパートナーが相手ネットプレーヤーの前に立って、レシーブをアタックする時に邪魔することが成立しないように歯止めすることにあります。

従って、ここでパートナーと記載された条文はシンプルに身体のみとして考えを改めてみましょう。と言うことで、この件については拡大解釈され解釈に違いが生じました。今後一層研修を積み1級に合格された暁には2級審判員やジュニアの指導、大会のレフェリー等で活躍される事を期待しています。

【関連規則】

競技規則第26条 (サービスのレット) (2) ③

競技規則第30条 (レシーブ時の失ポイント) (3)

ジュニア審判マニュアル

競技規則について 7. (6)

サービスがレット (そのサービスのやり直し) となるのは
どんなときか? ② (ウ)

競技規則について 8. (2)

レシーブでポイントを失うときはどんなときか? ④

